

(証券コード 3139)
平成29年2月6日



第19期

定時株主総会招集ご通知

■開催日時

平成29年2月24日（金曜日）午前10時
（受付開始は午前9時）

■場所

東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目1番1号
ロイヤルパークホテル 2階「春海」
（末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照のう
え、お間違いのないようご来場ください。）

■決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役7名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 取締役に対して株式報酬型ストック・オ
プション（新株予約権）を付与する件
第5号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈
呈の件
第6号議案 取締役に対する役員退職慰労金制度
廃止に伴う打切り支給の件

＜目次＞

第19期定時株主総会招集ご通知……………	1
（株主総会参考書類）	
第1号議案 剰余金の処分の件……………	3
第2号議案 取締役7名選任の件……………	4
第3号議案 監査役1名選任の件……………	10
第4号議案 取締役に対して株式報酬型ストック・ オプション（新株予約権）を付与する件 ……………	12
第5号議案 退任監査役に対する退職慰 労金贈呈の件……………	14
第6号議案 取締役に対する役員退職慰労金制度廃止 に伴う打切り支給の件……………	15
（提供書面）	
事業報告……………	16
連結計算書類……………	36
計算書類……………	39
監査報告書……………	42

株式会社ラクト・ジャパン

株主各位

証券コード 3139
平成29年2月6日

東京都中央区日本橋本町四丁目8番15号

株式会社ラクト・ジャパン

代表取締役社長 八 住 繁

第19期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、当社第19期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年2月23日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	平成29年2月24日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2 場 所	東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目1番1号 ロイヤルパークホテル 2階「春海」 （末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3 目的事項	報告事項 1. 第19期（平成27年12月1日から平成28年11月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第19期（平成27年12月1日から平成28年11月30日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役7名選任の件 第3号議案 監査役1名選任の件 第4号議案 取締役に対して株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）を付与する件 第5号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件 第6号議案 取締役に対する役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

以 上

議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の2つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**ください。（ご捺印は不要です。）

日時 平成29年2月24日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

場所 ロイヤルパークホテル 2階「春海」
（末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 平成29年2月23日（木曜日）午後5時30分到着分まで

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、議事資料として本株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類並びに、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- 本株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の提供書面には記載しておりません。したがって、本株主総会招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 1. 連結計算書類の連結注記表
 2. 計算書類の個別注記表
- 株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産をご用意しておりません。

当社ウェブサイト (<http://www.lacto-japan.com/>)

株主総会参考書類

第1号議案

剰余金の処分の件

当社は事業の成長、拡大による企業価値の向上を最重要課題として認識するとともに、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題の1つと考えております。

当期の期末配当につきましては、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおりといたしたいと存じます。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式1株につき金 32円 配当総額 156,464,000円
剰余金の配当が効力を生じる日	平成29年2月27日

第2号議案

取締役7名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、今後の事業拡大及び経営体制の強化を図るため、1名増員し、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位、担当	
1	八 住 繁	代表取締役社長	再 任
2	三 浦 元 久	取締役 営業部門・関係会社管掌	再 任
3	前 川 昌 之	取締役 コーポレートスタッフ部門管掌	再 任
4	鋤 納 康 治	取締役 アジア事業管掌	再 任
5	相 馬 義比古	取締役	再 任 社 外 独 立
6	高 木 伸 行	取締役	再 任 社 外 独 立
7	原 直 史	顧問	新 任 社 外 独 立

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1 再任	 や す み し げ る 八住 繁 （昭和24年1月12日）	昭和49年 4 月 （株）東食入社 平成10年 9 月 当社入社 平成11年 1 月 当社代表取締役社長就任（現任）	251,800株

■取締役候補者として選任した理由

候補者は、平成11年に当社代表取締役社長に就任以来、当社の経営トップとして経営全般を担ってまいりました。その間シンガポールをはじめグローバルに事業を展開し、平成27年には東京証券取引所市場第二部へ上場するなど経営手腕を発揮しております。同氏は、経営全般に関する幅広い知見を有しており、取締役候補者として適任と判断いたしました。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2 再任	 み う ら も と ひ さ 三浦 元久 （昭和29年9月25日）	昭和53年 4 月 （株）東食入社 平成11年 1 月 当社入社 平成20年 6 月 当社執行役員営業第一本部長兼 LACTO ASIA PTE LTD. MANAGING DIRECTOR就任 平成23年 2 月 当社取締役就任 平成26年 4 月 当社取締役営業部門・関係会社管掌（現任）	216,000株

■取締役候補者として選任した理由

候補者は、営業部門や海外現地法人の責任者として豊富な業務経験を有し、さらに平成23年からは取締役として当社経営に携わっております。同氏は当社グループの経営管理や運営業務に関する知見を有しており、取締役候補者として適任と判断いたしました。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3 再任	 まえかわ まさかず 前川 昌之 (昭和32年10月6日)	昭和55年 4 月 (株) 東食入社 平成12年 4 月 当社入社 平成23年 3 月 当社執行役員管理本部長 平成25年 2 月 当社取締役管理本部長就任 平成25年 3 月 当社取締役管理本部管掌 平成26年 4 月 当社取締役コーポレートスタッフ部門管掌（現任）	74,200株

■取締役候補者として選任した理由

候補者は、管理部門の責任者を務めるなど経理、財務をはじめとする管理部門における豊富な業務経験があり、平成25年からは取締役として当社グループの経営に携わっております。同氏は当社グループの経営管理や運営業務に関する知見を有しており、取締役候補者として適任と判断いたしました。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4 再任	 すきのう こうじ 鋤納 康治 (昭和31年10月13日)	昭和54年 4 月 (株) 東食入社 平成15年 6 月 当社入社 平成23年 3 月 当社執行役員営業第二本部長 平成24年 4 月 当社執行役員食肉食材本部長 平成26年 2 月 当社取締役食肉食材本部長就任 平成26年 3 月 当社取締役兼 LACTO ASIA PTE LTD. MANAGING DIRECTOR 就任 平成26年 4 月 当社取締役アジア事業管掌兼 LACTO ASIA PTE LTD. MANAGING DIRECTOR（現任）	11,000株

■取締役候補者として選任した理由

候補者は、食肉加工品部門の責任者として同部門を立ち上げるなど豊富な営業経験を有するとともに、平成26年からは取締役としてアジア事業を管掌しております。同氏は営業部門や海外事業における豊富な業務経験を通じて当社グループの経営管理や運営業務に関する知見を有しており、取締役候補者として適任と判断いたしました。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5 再 任 社 外 独 立	 そうま よしひこ 相馬 義比古 (昭和25年4月19日)	昭和48年 4 月 日本冷蔵（株）（現（株）ニチレイ）入社 平成11年 6 月 同社取締役 広域営業部長 平成17年 4 月 同社取締役執行役員 平成19年 4 月 同社取締役常務執行役員 平成19年 6 月 同社取締役専務執行役員 平成23年 6 月 （株）帝国ホテルキッチン代表取締役社長 平成27年 6 月 （株）帝国ホテルキッチン代表取締役社長退任 平成28年 7 月 当社顧問 平成28年 2 月 当社社外取締役就任（現任） 平成28年 6 月 （株）ナックスナカムラ代表取締役社長（現任）	一株

■社外取締役候補者として選任した理由

候補者は、食品業界における経営者としての豊富な経験と幅広い知識を有しております。その経験と見識を活かし、当社経営に対する監督機能の強化や経営全般に係る有益な助言をいただけると判断したため、社外取締役候補者といたしました。なお、当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。

■独立性について

当社では社外取締役の独立性を確保するため、東京証券取引所が定める基準に加え、当社独自の厳格な独立性基準を定めております。候補者は、これらの基準を満たしており、独立性は十分に確保されているものと判断いたします。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
6 再任 社外 独立	 たかぎ のぶき 高木 伸行 (昭和28年2月25日)	昭和52年 4 月 野村證券（株）入社 平成 9 年 6 月 同社 金融研究所 企業調査部長 平成10年12月 同社 引受審査部長 平成16年 7 月 同社 金融経済研究所 企業調査部長 平成19年 7 月 同社 金融経済研究所長兼 投資調査部長 平成21年 2 月 同社 グローバルリサーチ本部 リサーチ・マネージング・ダイレクター 平成25年 2 月 野村證券（株）退職 平成25年 3 月 （株）エラン社外監査役（現任） 平成25年 6 月 名糖運輸（株）社外監査役 平成27年10月 （株）C & F ロジホールディングス社外監査役（現任） 平成27年10月 当社顧問 平成28年 2 月 当社社外取締役就任（現任）	一株

■社外取締役候補者として選任した理由

候補者は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、証券会社における調査業務の経験や知見から透明性及び健全性の高い経営体制の確立を図るうえでの有益な助言や客観的な経営の監督を遂行いただけると判断したため、社外取締役候補者としたしました。なお、当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。

■独立性について

当社では社外取締役の独立性を確保するため、東京証券取引所が定める基準に加え、当社独自の厳格な独立性基準を定めております。候補者は、これらの基準を満たしており、独立性は十分に確保されているものと判断いたします。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
7 新任 社外 独立	 はら なおみ 原 直史 (昭和28年5月30日)	昭和53年 4 月 ソニー（株）入社 平成 7 年 1 月 同社広報センター・広報室担当部長 平成 9 年 1 月 同社広報センター・コーポレート広報室長 平成11年 1 月 同社ブロードキャスト&プロフェッショナルシステムカンパニー 地域マーケティング部統括部長 平成12年 6 月 ソニー・ブロードキャスト&プロフェッショナルラテンアメリカ社長 平成14年 4 月 ソニー（株）ブランド戦略室長 平成15年 4 月 同社渉外部統括部長 平成17年 6 月 同社業務執行役員 S V P 広報・渉外担当 平成18年 2 月 同社業務執行役員 S V P 兼務 C S R 担当 平成18年 4 月 同社業務執行役員 S V P 兼務 関西担当 平成21年 6 月 ソニー（株）退職 平成21年 8 月 （株）ゼンショー執行役員 グループコミュニケーション本部長 平成22年 7 月 グラクソ・スミスクライン（株）Japan Management Committee メンバー コミュニケーション部門長 平成25年 9 月 （現）国立研究開発法人産業技術総合研究所 特別顧問 平成26年 4 月 同研究所 企画本部特別補佐（現任） 平成26年 7 月 サンデンホールディングス（株）顧問 平成29年 1 月 当社顧問（現任）	一株

■社外取締役候補者として選任した理由

候補者は、大手事業会社における長年にわたる広報・ＩＲ業務の経験や知見さらには経営幹部としてエレクトロニクス産業をはじめとする複数の業界経験から幅広い視野で当社の経営全般における有益な助言や公正な立場から経営の監督を遂行いただけると判断したため、社外取締役候補者となりました。

■独立性について

当社では社外取締役の独立性を確保するため、東京証券取引所が定める基準に加え、当社独自の厳格な独立性基準を定めております。候補者は、これらの基準を満たしており、独立性は十分に確保されているものと判断いたします。

- (注) 1. 原直史氏は新任の候補者であります。
2. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 当社は、相馬義比古氏及び高木伸行氏との間で当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。相馬義比古氏及び高木伸行氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。また、原直史氏が選任された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、相馬義比古氏及び高木伸行氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、原直史氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第3号議案

監査役1名選任の件

監査役武勇氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、鎌倉喜一郎氏は、武勇氏の補欠ではなく、その任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
新任	 かまくら きいちろう 鎌倉 喜一郎 (昭和28年6月19日)	昭和52年4月 (株)東食入社 平成11年7月 当社入社 平成17年4月 LACTO JAPAN (ASIA) PTE.LTD. MANAGING DIRECTOR 平成19年5月 当社営業第二本部事業開発チームリーダー 平成21年4月 当社事業開発室長 平成24年12月 当社事業開発室長兼内部監査担当 平成25年4月 当社執行役員事業開発室長兼内部監査担当 平成27年12月 当社執行役員海外事業室長兼内部監査室（現任）	216,000株

■監査役候補者として選任した理由

候補者は、長年当社営業部門に所属し、海外駐在経験も豊富であります。平成24年より内部監査担当を兼務し、当社グループ全体の視点からコンプライアンスや内部統制におけるガバナンス体制のチェックを行っており、監査役候補者として適任と判断いたしました。

- (注) 1. 鎌倉喜一郎氏は新任の候補者であります。
2. 監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 鎌倉喜一郎氏が監査役に選任された場合、当社は同氏との間で当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

<ご参考> 独立性の判断基準

取締役会は、独立社外取締役の候補者を選定する場合、金融商品取引所が定める独立性基準を満たしていることに加え、本人の現在及び過去3事業年度における以下(1)～(14)の該当の有無を確認の上、独立性を判断することとする。また、その人格、見識、能力、当社との関係性その他の事情に鑑み、独立且つ客観的な観点からの役割・責務を全うすることが期待できると認められる者を独立社外取締役の候補者として選定するものとする。

- (1) 当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - ・上記において「当社を主要な取引先とする者」とは、直近3事業年度のいずれかにおける当社との取引において当社の支払額が当該会社の当該事業年度における連結売上高の2%以上を占める者をいう。
- (2) 当社の主要な取引先又はその業務執行者
 - ・上記において「当社の主要な取引先」とは、直近3事業年度のいずれかにおける当該会社に対する当社の売上高が当社の当該事業年度における連結売上高の2%以上を占める者をいう。
- (3) 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
 - ・上記において「多額の金銭」とは、当該金銭を得ている者が個人の場合には、過去3年間の平均で年間1,000万円以上、団体の場合には（当該団体の）過去3事業年度の平均で当社からの支払額が1,000万円、又は当該団体の連結売上高の2%のいずれか高い額以上の金額をいう。
- (4) 当社の会計監査人の代表社員又は社員、又は当社若しくは当社の子会社の監査を担当しているその他の会計専門家
- (5) 当社の主要な株主又はその業務執行者
 - ・上記において「主要な株主」とは、直接又は間接に当社の10%以上の議決権を保有する者をいう。
- (6) 当社が多額の寄付を行っている団体の理事（業務執行に当たる者に限る。）その他の業務行者
 - ・上記において、「多額の寄付」とは、直近の3事業年度の平均で年間2,000万円を超える額の寄付をいう。
- (7) 当社の主要借入先若しくはその親会社又はそれらの業務執行者
 - ・上記において、当社の「主要借入先」とは、当社の借入額が連結総資産の2%を超える借入先をいう。
- (8) 就任前10年間のいずれかの時期において、当社又は当社の子会社の業務執行者であった者
- (9) 当社から取締役を受け入れている会社の業務執行者
- (10) 就任時点において上記（1）、（2）又は（3）に該当する団体が存在する場合に、就任前3年間のいずれかの時期において、当該団体に所属していた者
- (11) 就任前3年間のいずれかの時期において、上記（4）に該当していた者
- (12) 就任時点において上記（6）に該当する団体が存在する場合に、就任前3年間のいずれかの時期において、当該団体に所属していた者
- (13) 就任前3年間のいずれかの時期において、上記（5）又は（7）のいずれかに該当していた者
- (14) 次の(A)から(D)までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の近親者
 - (A) 上記（1）から（3）のいずれか、又は（10）若しくは（11）に掲げる者。（ただし、（1）及び（2）については、業務執行取締役、執行役及び執行役員を重要な者とみなす。また、（10）については、団体に所属する場合、当該団体の社員及びパートナー、（11）については、社員、パートナーその他当社グループの監査を直接担当する会計専門家を重要な者とみなす。）ただし、当該者と当該近親者の関係性、当該近親者の適格、資質、経験等を総合的に考慮し、実質的にその独立性が担保されていると認められている場合には、この限りでない。
 - (B) 当社の子会社の業務執行者
 - (C) 当社の子会社の業務執行者でない取締役又は会計参与（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
 - (D) 就任前1年間のいずれかの時期において、前(B)、(C)又は当社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行でない取締役を含む。）に該当した者

* 1. 「業務執行者」とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する者をいう。

* 2. 「近親者」とは二親等以内の親族をいう。

第4号議案**取締役に対して株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）を付与する件**

当社の取締役の報酬額は、平成27年2月25日開催の当社第17期定時株主総会において、取締役の報酬額を年額400百万円以内にご承認をいただいて今日に至っております。

今般、役員退職慰労金制度の廃止に伴い、役員報酬制度の見直しを行うこととし、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対して、その報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより一層強めることにより、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めるため、上記取締役の報酬額とは別枠の報酬として、取締役（社外取締役を除く。）に対していわゆる株式報酬型ストック・オプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額を年額100百万円を上限として設ける旨をご承認いただきたいと存じます。

なお、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、本総会終結の時から取締役（社外取締役を除く。）の員数は4名となります。なお、各取締役への新株予約権発行時期及び配分等につきましては取締役会にご一任願いたいと存じます。

取締役（社外取締役を除く。）に報酬として発行する新株予約権の内容は次のとおりであります。

新株予約権の内容**（1）新株予約権の目的である株式の種類及び数**

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、各新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」といいます。）は100株といたします。

なお、当社が株式分割、株式無償割当て又は株式併合等を行う場合で付与株式数の調整を行うことが適切な時には、次の算式により付与株式数を調整するものといたします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものといたします。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割、株式無償割当て又は株式併合の比率

また、当社が吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合には、当社は、合併比率等に応じ必要と認める付与株式数の調整を行うことができるものといたします。

(2)新株予約権の上限

400個を各事業年度に係る株主総会の日から1年間以内の日に発行する新株予約権の上限とし、毎年割当ていたします。ただし、本総会終結の日以後において、上記(1)に定める場合に該当する場合には、同様の調整を行うものいたします。

(3)新株予約権の払込金額

新株予約権の割当日においてブラック・ショールズモデル等により算出した公正価額を払込金額といたします。なお、当該払込金額は、同額の当社に対する報酬債権と相殺するものいたします。

(4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額1円に付与株式数を乗じた金額といたします。

(5)新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から30年以内の範囲で当社取締役会が定める期間といたします。

(6)新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」といいます。)は、当社又は子会社の取締役、執行役員、監査役及び相談役のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間に限って募集新株予約権を行使することができるものいたします。

その他の権利行使の条件は、当社取締役会が定めるものいたします。

(7)新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものいたします。

(8)新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものいたします。

(9)新株予約権のその他の内容

上記(1)から(8)の細目及び新株予約権に関するその他の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めることといたします。

第5号議案

退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

監査役武勇氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、監査役の協議によることにご一任願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
武 勇	平成25年 2 月 当社監査役（現任）

第6号議案

取締役に対する役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

当社は、役員報酬体系の見直しの一環として平成29年1月12日開催の取締役会において、取締役及び監査役の退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。

これに伴い、第2号議案「取締役7名選任の件」が原案どおり承認可決されることを条件として重任予定の取締役八住繁、三浦元久、前川昌之及び鋤納康治の4氏に対し、それぞれ本総会終結の時までの在任期間に対する功労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給をすることといたしたいと存じます。

なお、支給の時期につきましては、各取締役の退任時とし、その具体的金額、方法等につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給予定の取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
八 住 繁	平成11年 1 月 当社代表取締役社長（現任）
三 浦 元 久	平成23年 2 月 当社取締役（現任）
前 川 昌 之	平成25年 2 月 当社取締役（現任）
鋤 納 康 治	平成26年 2 月 当社取締役（現任）

以 上

事業報告（平成27年12月1日から平成28年11月30日まで）

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、米国の利上げ観測の後退、中国景気の低迷、さらには英国国民投票におけるEU離脱決定による金融市場の混乱などにより、ようやく上向きかけた景気回復の動きが鈍ることとなりました。

当社グループを取り巻く環境においても、前期に続き下落を続けていた国際乳製品価格も当連結会計年度後半には反発に転じたものの、実績ベースでは年間を通じて価格は低迷することとなりました。このような経営環境の中、当社グループは、「既存取引の深掘り」及び「新規取引先の開拓」に取り組んでまいりました。

乳原料・チーズでは、原料価格安や円高の影響により仕入価格が大幅に下がる中、輸入原料への需要が強まり、当社の強みであるグローバルに展開している原料調達ネットワークから常に価格競争力のある商品を提供することができたことで販売数量は増加し、利益も前期を上回ることができました。一方で販売単価下落の影響は大きく、売上は前期を下回ることとなりました。

食肉加工品では、前期に発生した豚の疾病（PED）や米国西海岸での港湾労働争議の影響が当連結会計年度に入りようやく収まり、通常通りの物量の取扱いとなり、販売数量、売上ともに前期を上回りました。しかしながら国内の豚肉相場は、物量が戻った米国産をはじめとする安価な外国産豚肉の輸入量が増加したことに加え、国産豚の発育も順調に進むなど豚肉の供給が増加したことで市況は低迷し、競争が激化したことから利益は前期を下回ることとなりました。

アジア事業・その他では、乳原料販売部門において当社の原料調達ネットワークを活用した価格競争力のある商品の販売を行ったことから販売数量は増加し、外貨ベースでの利益は増加することとなりました。しかしながら国際乳製品価格の下落に伴う販売単価の下落や円高の影響は大きく、円換算した売上、利益は前期を下回りました。また、チーズ製造販売部門では、シンガポール工場におけるリノベーションによる一時的な生産量の減少や前期好調であった中国向け販売が需要低迷であったことから当連結会計年度は販売が振るわず、販売数量は減少し、売上、利益ともに前期を下回ることとなりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は886億79百万円（前期比9.5%減）、営業利益は33億49百万円（同365.1%増）、経常利益は14億34百万円（同6.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は9億46百万円（同13.8%増）となりました。

企業集団の事業部門別売上状況は次のとおりであります。

乳原料・チーズ

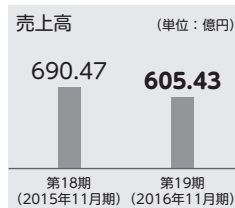
売上高
605.43億円
(前期比12.3%減)

2014年に暴落した国際乳製品価格は、2016年に入っても引き続き安値で推移していましたが、5月より上昇基調に転じました。背景としては、価格低迷が長期化したことで廃業する酪農家がでてきたことなどにより欧州において生乳生産量が急激に減少したこと、さらにオセアニアでは多雨の影響も加わり、欧州同様に生乳生産量が減少するなど、世界的に供給調整が進んだことによるものです。

一方、日本国内においては、2014年以降の深刻な脱脂粉乳やバターの供給不足により、農畜産業振興機構（以下A L I C）が追加輸入（生乳換算で2014年が18.8万トン、2015年が15.6万トン）を頻繁に行い、2016年においても17.2万トンの輸入入札が実施されました。そのうち、バター輸入は14.6万トンを占め、今年度は国内の生乳生産量が比較的好調に推移したこととも重なり、一昨年来のバター不足は解消されることとなりました。しかしながら、2016年前半に増加傾向を示していた北海道の生乳生産量も、8月の度重なる台風の直撃により乳牛の飼料となるデントコーンや牧草の育成に大きなダメージを与え、その後の生乳生産量にも影響を及ぼしています。一方で、好調な国内畜肉市場の影響から牛の交雑種への種付けが進むこととなり、後継乳牛の減少も懸念されています。

このような状況のもと、当社はグローバルに展開している原料調達ネットワークを有効に活用することで、高品質かつ価格競争力のある原料の供給を行った結果、上述のA L I Cの追加輸入入札において高いシェアを確保することができました。輸入原料の割合が大きいチーズ市場においても価格競争力のある当社商品の販売は好調に推移しました。さらには、日本国内においてヨーグルト、アイスクリーム、チョコレートといった乳製品関連の最終製品の売れ行きが好調であったことから、原料となる粉乳調製品等の販売も順調に推移するとともに、近年注力している飲料向け調製品や飼料用乳原料の販売も拡充することができました。

この結果、乳原料・チーズの売上高は販売単価下落の影響で605億43百万円（前期比12.3%減）となったものの、販売数量は148,091トン（同4.6%増）となりました。

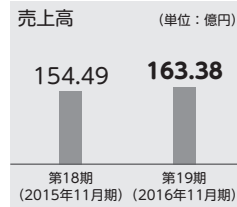


食肉加工品

売上高
163.38億円
(前期比5.8%増)

輸入ポーク事業については、2014年後半に発生した米国西海岸での港湾労働争議や豚の疾病（PED）の影響が当連結会計年度は解消し、通常通りの物量の取扱いとなりました。しかしながら、前期調達が難しかった米国産の代替としてカナダ、ヨーロッパといった他の産地の豚肉の供給が当連結会計年度も物量は落ちず、結果として外国産豚肉が大量に流通することとなりました。さらに国産豚の育成も好調であったことから、国内の豚肉市場は供給過多が常態化するなど価格が低迷することとなりました。こうした状況のもと当社では物量面では前期を上回ることができましたが利益面では苦戦を強いられることとなりました。

この結果、食肉加工品の売上高は163億38百万円（前期比5.8%増）、販売数量は28,029トン（同12.1%増）となりました。



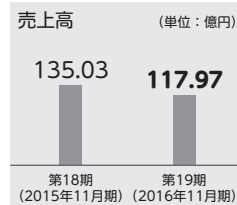
アジア事業・その他

売上高
117.97億円
(前期比12.6%減)

乳原料販売部門においては、アジア市場には価格訴求の強い現地企業や高品質を求める日系企業など様々なニーズを持った取引先が存在しており、当社グループが長年培ってきたグローバルな原料調達ネットワークを効率的に活用することで、多様なニーズに対応した商品の供給を行った結果、販売数量は前期比9.5%増となる37,472トンとなりました。しかしながら国際乳製品価格の下落による販売単価の下落や円高の進行により円換算した売上高は前期を下回ることとなりました。

チーズ製造販売部門では、シンガポール工場に加え、当連結会計年度よりタイ工場も稼働を開始いたしました。同部門では従前より業務用チーズを生産しておりましたが、当連結会計年度よりオーストラリアの乳業メーカーと協同し、小売用商品の製造・販売も開始しております。小売用商品は、かねてより当社で「美味しいチーズをアジアの消費者にも食べていただきたい」というコンセプトのもと開発を続けてまいりましたが、オーストラリアの乳業メーカーがこれに興味を示し、2016年下期よりタイ及びシンガポールのスーパーマーケットで販売が開始されております。以上のとおり当連結会計年度は取扱製品の拡充もあったものの、シンガポール工場におけるリノベーションによる一時的な生産減や中国向け販売の減少などの影響により、ナチュラルチーズを合わせた販売数量は前期比2.4%減少し、1,912トンとなりました。さらに円高の影響もあり円換算した売上高は前期を下回ることとなりました。

この結果、アジア事業・その他の売上高は117億97百万円（前期比12.6%減）となりました。



② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は1億53百万円で、その主なものはアジア事業における生産設備の導入及び更新 1 億43百万円によるものであります。

③ 資金調達の状況

当社グループは、効率的で安定した運転資金の調達を行うため、主要取引金融機関との総額100億円のコミットメントライン契約を主幹事である株式会社三菱東京UFJ銀行と締結しております。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

		第16期 (平成25年11月期)	第17期 (平成26年11月期)	第18期 (平成27年11月期)	第19期 (当連結会計年度) (平成28年11月期)
売上高	(千円)	63,344,476	80,210,210	98,000,747	88,679,047
経常利益	(千円)	1,557,359	1,521,688	1,343,288	1,434,275
親会社株主に帰属する 当期純利益	(千円)	902,529	918,195	831,404	946,443
1株当たり当期純利益	(円)	234,286.51	237,457.05	197.87	193.57
総資産	(千円)	28,384,798	39,845,079	39,321,813	37,561,530
純資産	(千円)	6,590,650	8,258,592	10,390,583	11,419,064
1株当たり純資産	(円)	1,709,902.99	2,108,182.21	2,125.08	2,335.43

- (注) 1.第18期より連結計算書類を作成しておりますので、第17期以前は当社単体の数値を記載しております。
2.1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数により算出しております。
3.当社は、平成27年2月25日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。第18期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
LACTO ASIA PTE LTD.	4,200千SGD 11,000千USD	100.0%	乳製品の製造・販売
LACTO ASIA (M) SDN BHD.	1,000千MYR	100.0	乳製品の販売
LACTO USA INC.	1,000千USD	100.0	農畜産物の販売
LACTO OCEANIA PTY LTD.	1,500千AUD	100.0	農畜産物の販売
FOODTECH PRODUCTS (THAILAND) CO., LTD.	200,000千THB	100.0	チーズの製造・販売
LACTO EUROPE B.V.	500千EUR	100.0	農畜産物の販売
叻克透商貿（上海）有限公司	2,100千USD	100.0	加工食品、チーズ等の販売

- (注) 1. 当社の連結子会社は、上記重要な子会社7社であり、持分法適用関連会社は1社であります。
 2. 平成27年12月1日付でLACTO EUROPE B.V.を設立し、連結子会社としております。
 3. 平成28年2月25日にLACTO ASIA PTE LTD. はUSD5,000,000の増資を行っております。
 4. 平成28年3月15日にFOODTECH PRODUCTS (THAILAND) CO., LTD. はTHB82,000,000の増資を行っております。
 (当社の連結子会社であるLACTO ASIA PTE LTD.が全額を引き受けております。)
 5. 当連結会計年度末日において特定完全子会社はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、「安定した収益基盤の確立と強化」及び「成長分野への進出」を重要テーマとして、取り組みを推進してまいります。

各事業部門の対処すべき課題は次のとおりです。

<乳原料・チーズ>

供給過多から価格が下落していた国際乳製品価格も足元では需給バランスの調整が進み、主要生乳生産国の乳価は、酪農家の採算水準まで戻りつつあります。これにより欧州やオセアニア地域では再び生乳生産量が増加する動きがでるなど、国際乳製品価格は安定に向けて推移することが見込まれております。しかしながら、為替相場や天候要因による価格変動、さらにはTPPをはじめとする貿易自由化問題の行方などの外的要因のため、主要生乳生産国においては自国での価格維持政策が取りにくくなっており、価格変動に備えた調整機能が低減しています。従いまして、従来以上に価格の変動率が高まっている国際乳製品価格に対して、当社では、変動幅の大きさや周期の短期化に適切に対処していくことが重要であると考えております。

わが国においても、国内生乳生産量の減少傾向から輸入原料へのニーズは年々高まっており、調達価格は販売先にとっても重要な要素となっております。そのため当社では、グローバルに展開している原料調達ネットワークを有効に活用し、主要産地の動向並びに日本国内の市場動向を的確に見極め、新規商品や価格競争力のある商品をタイムリーに提案していくこと、さらに品質、価格の両面で安定的に供給できる調達ルートを多数確保するなど、当社グループとしての調達力をより一層強化してまいります。さらに「乳原料は主たる原料ではないが使用している」メーカーや「海外原料を使用したことがない」地方メーカーなどにも販売を拡充するなど販売力も強化してまいります。

<食肉加工品>

当連結会計年度は、国内の豚肉市況の低迷を受けて収益が圧迫されましたが、一方で相場低迷に左右されないブランド力のある商品の取扱いに着手することができました。今後、こうした取り組みをさらに推し進め、相場低迷にも影響が少ないブランドポークの取扱いを拡充し、安定した利益を確保してまいります。

また、トランプ米国新大統領が離脱を表明しているＴＰＰについてはその行方に不透明感が増していますが、米国から日本に対し市場開放の圧力が増すことも想定しながら、制度改定などあらゆる事態に対応できるよう万全の対策を講じ、当社輸入ポーク事業の拡充を目指してまいります。

<アジア事業・その他>

乳原料販売部門では、当社が構築しているグローバルな原料調達ネットワークを活用し、「アジア市場へ販売チャンネルが確立されていない乳製品メーカー」の掘り起こしを行ってまいります。さらに「アジア市場への新規進出、若しくは生産拠点の増強を目指す日系の飲料・製菓・製パンなどの各メーカー」へ積極的にアプローチを行い、これら企業の原料調達の役割を積極的に担ってまいります。

チーズ製造販売部門では、従来高品質チーズを中心に製造販売しておりましたが、アジア市場では低価格品に対するニーズが強く、今後当社のノウハウを活かした低価格帯チーズの開発・販売を行い、取扱製品の拡充を行ってまいります。またあわせてアジア市場における当社ブランドの浸透、定着化を図ります。一方、当社が拠点を置いていない東南アジア諸国への販売は、現地企業と代理店契約を締結し、これらのルートを通じて当社製品の販売を行っておりますが、こうした代理店経由での販売をより一層強化するとともに、代理店のない国への販売ルートの開拓、さらには当社独自での販売ルートの確立など販売力の強化を行ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成28年11月30日現在）

当社グループは、乳原料・チーズ、食肉加工品等の輸入を主とする食品卸売及び海外子会社によるチーズの製造・販売を行う食品事業を行っておりますが、事業の内容は以下のとおりであります。

- ① 乳原料・チーズ
主に乳原料及びチーズ等の乳製品の輸入、販売を行っております。
- ② 食肉加工品
チルドポーク、フローズンポーク及び生ハム・サラミ等の食肉加工品の輸入、販売を行っております。
- ③ アジア事業・その他
主としてアジア地域における乳原料の輸入、販売、チーズの製造、販売及び中国における加工食品の卸売を行っております。

(6) 主要な事業所及び工場（平成28年11月30日現在）

① 当社

本社	東京都中央区日本橋本町四丁目8番15号
----	---------------------

② 子会社

LACTO ASIA PTE LTD.	シンガポール
LACTO ASIA (M) SDN BHD.	マレーシア
FOODTECH PRODUCTS (THAILAND) CO.,LTD.	タイ・アユタヤ
LACTO USA INC.	アメリカ・カリフォルニア州
LACTO OCEANIA PTY LTD.	オーストラリア・メルボルン
LACTO EUROPE B.V.	オランダ・アムステルダム
叻克透商貿（上海）有限公司	中国・上海

(7) 使用人の状況（平成28年11月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前期比増減
乳原料・チーズ	46 (1) 名	4名減 (1名増)
食肉加工品	8 (1)	1名減 (0名増)
アジア事業・その他	125 (0)	2名増 (0名増)
全社（共通）	23 (1)	1名増 (1名増)
合 計	202 (3)	2名減 (2名増)

（注）使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
77 (3) 名	4名減 (2名増)	36.1歳	7.8年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (平成28年11月30日現在)

借入先	借入額 (千円)
シンジケート・ローン	2,841,000
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	2,700,000
株式会社みずほ銀行	2,700,000
三井住友信託銀行株式会社	1,060,000
農林中央金庫	1,000,000
株式会社りそな銀行	912,500
株式会社横浜銀行	830,000

(注) シンジケート・ローンは下記によるものであります。

1. 株式会社みずほ銀行を主幹事とする、株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行ほか４行の協調融資
(残高 479,000千円)
2. 株式会社みずほ銀行を主幹事とする、株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行ほか７行の協調融資
(残高 947,000千円)
3. 株式会社みずほ銀行を主幹事とする、株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行ほか３行の協調融資
(残高 1,415,000千円)

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況（平成28年11月30日現在）

① 発行可能株式総数 **19,558,000株**

（注）平成28年2月24日開催の第18期定時株主総会でご承認いただきましたとおり、発行可能株式総数は14,134,000株増加しております。

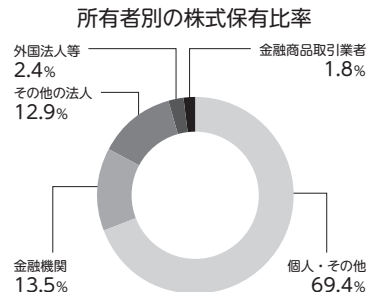
② 発行済株式の総数 **4,889,500株**

③ 株主数 **2,857名**

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数（株）	持株比率（％）
八住 繁	251,800	5.14
武 勇	225,000	4.60
石井 純	225,000	4.60
佐久間 信男	217,100	4.44
師崎 良介	216,000	4.41
三浦 元久	216,000	4.41
鎌倉 喜一郎	216,000	4.41
飯塚 昌幸	210,100	4.29
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	160,400	3.28
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	146,900	3.00

（注）自己株式は所有していません。



(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第1回新株予約権	
発行決議日		平成26年6月16日	
新株予約権の数		8個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 (新株予約権1個につき	8,000株 1,000株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり (1株当たり)	1,710,000円 1,710円)
権利行使期間		平成28年6月17日から 平成36年2月24日まで	
行使の条件		※	
役員の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数	8個
		目的となる株式数	8,000株
		保有者数	2名
	社外取締役	新株予約権の数	一個
		目的となる株式数	一株
		保有者数	一名
	監査役	新株予約権の数	一個
		目的となる株式数	一株
		保有者数	一名

(注) 平成27年2月25日付で行った1株を1,000株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

※ 行使の条件

- (i) 新株予約権の行使時において当社の取締役又は従業員であること
- (ii) 新株予約権の行使時において、新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内の証券取引所に上場している場合に限り行使できるものとする。
- (iii) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行使できないものとする。
- (iv) その他権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権の状況

記載すべき事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成28年11月30日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	八住 繁	
取締役	三浦 元久	営業部門・関係会社管掌
取締役	前川 昌之	コーポレートスタッフ部門管掌
取締役	鋤納 康治	LACTO ASIA PTE LTD. MANAGING DIRECTOR アジア事業管掌
取締役（社外）	相馬 義比古	株式会社ナックスナカムラ 代表取締役社長
取締役（社外）	高木 伸行	株式会社エラン 社外監査役 株式会社C & F ロジホールディングス 社外監査役
常勤監査役	武 勇	
監査役（社外）	山本 和夫	公認会計士・税理士山本会計事務所 所長 株式会社森傳 監査役 株式会社ピーシーデポコーポレーション 社外監査役 台湾瑞環股份有限公司 監査役（監察人） カーリットホールディングス株式会社 社外取締役
監査役（社外）	鈴木 康司	鈴木康司法律事務所 所長 インテリジェントウィルパワー株式会社 社外監査役 越後交通株式会社 社外取締役 DATUM STUDIO株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役相馬義比古氏及び取締役高木伸行氏は、社外取締役であります。
2. 監査役山本和夫氏及び監査役鈴木康司氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役武勇氏及び監査役山本和夫氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役武勇氏は、長年にわたり当社の管理部門管掌役員として、経理・財務業務に携わってきた経験があります。
 - ・監査役山本和夫氏は、公認会計士の資格を有しております。
4. 当社は取締役相馬義比古氏、取締役高木伸行氏、監査役山本和夫氏及び監査役鈴木康司氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 当事業年度中の取締役及び監査役の異動

イ. 就任

平成28年2月24日開催の第18期定時株主総会において、相馬義比古氏及び高木伸行氏が取締役新たに選任され、就任いたしました。

ロ. 退任

記載すべき事項はありません。

ハ. 当事業年度中の取締役及び監査役の地位・担当等の異動

記載すべき事項はありません。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役である相馬義比古氏及び高木伸行氏並びに監査役である武勇氏、山本和夫氏及び鈴木康司氏の5名との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	員数（名）	報酬等の額（百万円）
取締役（うち社外取締役）	6（2）	196（9）
監査役（うち社外監査役）	3（2）	30（7）
合 計（うち社外役員）	9（4）	226（16）

（注）1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役の報酬限度額は、平成27年2月25日開催の第17期定時株主総会において、年額400百万円以内（うち社外取締役分30百万円以内）と決議いただいております。

3. 監査役の報酬限度額は、平成25年2月22日開催の第15期定時株主総会において、年額40百万円以内と決議いただいております。

4. 上記の報酬等の額には、以下のものが含まれております。

・当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額43百万円（社外取締役を除く取締役4名に対し41百万円、社外監査役を除く監査役1名に対し2百万円）

ロ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金

記載すべき事項はありません。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- 取締役相馬義比古氏は、株式会社ナックスナカムラの代表取締役社長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- 取締役高木伸行氏は、株式会社エランの社外監査役及び株式会社C & F ロジホールディングスの社外監査役であります。株式会社エランと当社との間には特別の関係はありませんが、当社と株式会社C & F ロジホールディングスの子会社である名糖運輸株式会社との間に営業上の取引があります。なお、同社に対する当期連結売上高は1%未満であり、僅少であります。
- 監査役山本和夫氏は、公認会計士・税理士山本会計事務所所長、株式会社森傳の監査役、株式会社ピーシーデポコーポレーションの社外監査役、台湾瑞環股份有限公司の監査役（監察人）及びカーリットホールディングス株式会社の社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- 監査役鈴木康司氏は、鈴木康司法律事務所所長、インテリジェントウィルパワー株式会社の社外監査役、越後交通株式会社の社外取締役及びDATUM STUDIO株式会社の社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 相馬義比古	平成28年2月24日就任以降、当事業年度に開催された取締役会11回のうち10回に出席いたしました。企業経営者としての豊富な経験に基づき、取締役会において経営全般・方針について適宜、必要な発言を行っております。
取締役 高木伸行	平成28年2月24日就任以降、当事業年度に開催された取締役会11回全てに出席いたしました。証券業界における豊富な業務経験に基づき、取締役会において経営全般・方針について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 山本和夫	当事業年度に開催された取締役会15回全てに、監査役会14回のうち12回に出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の財務、会計並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 鈴木康司	当事業年度に開催された取締役会15回のうち14回、監査役会14回のうち13回に出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額（百万円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の連結子会社であるLACTO ASIA PTE LTD.、FOODTECH PRODUCTS (THAILAND) CO.,LTD.、LACTO OCEANIA PTY LTD.、LACTO USA INC.は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているERNST & YOUNGの監査を受けております。
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

- (注) 新日本有限責任監査法人は、⑦に記載のとおり、金融庁の処分を受けましたが、当社は、同監査法人が当社及び当社関係会社に対する過去の会計監査において、処分理由として指摘された事項は存在せず、監査の品質が確保されていたこと、同監査法人が当該処分に対し、適切な改善策を立案し、実行に移されていることが確認できたため、同監査法人を会計監査人として再任することを決定いたしました。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人新日本有限責任監査法人は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、2,300万円又は会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

⑥ 会計監査人が現に受けている業務停止処分に係る事項

該当する事項はありません。

⑦ 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分に係る事項

金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分の内容の概要

イ. 処分対象

新日本有限責任監査法人

ロ. 処分内容

- ・業務改善命令（業務管理体制の改善）
- ・3か月間の業務の一部の停止命令（契約の新規の締結に関する業務の停止）
（平成28年1月1日から平成28年3月31日まで）

ハ. 処分理由

- ・当該監査法人の他社の財務書類の監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のあった財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。
- ・過去の公認会計士・監査審査会指摘事項の改善策について周知徹底が図られていない等、当該監査法人の運営が著しく不当と認められたこと。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社グループ（当社及び子会社）の取締役、使用人等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 当社グループは、法令等の遵守があらゆる企業活動の前提であると認識し、法令等の遵守はもとより、企業人として企業理念、社会規範・倫理に則して行動します。

- ii 当社グループの取締役、使用人等が法令及び定款を遵守し、社会規範に基づいた行動をとるための行動規範として当社グループの「コンプライアンス規程」を制定し、コンプライアンス強化のための指針として、教育・啓蒙活動を実施します。
- iii 当社グループの役職員にコンプライアンスの徹底を図るため、当社の人事総務部がコンプライアンスの取り組みを横断的に統括し、教育及び周知を行います。
- iv 当社グループはコンプライアンス体制の確立を図るため、当社の経営会議において方針を定め、その方針に基づき、人事総務部が当社グループの規定やマニュアルの整備さらには教育を実施します。また、重大なコンプライアンス違反が発生した場合には、当社の経営会議において調査・報告及び再発防止策の審議決定を行います。
- v 当社グループは、当社代表取締役社長直轄の内部監査室を置き、当社グループの内部統制システムが有効に機能し、運営されているかを調査し、整備方針・計画の実行状況を監視します。また、取締役、使用人等による職務の遂行が法令、定款及び社内規程に違反することなく適切にされているかをチェックするため、内部監査室により業務監査を実施し、監査内容を当社代表取締役及び取締役会に報告します。
- vi 当社グループは、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力との関係遮断及び不当要求への明確な拒絶のための体制を構築するとともに、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、反社会的勢力に対して毅然とした姿勢で組織的に対応します。
- vii 当社グループは、法令・社会規範等の違反行為等の早期発見・是正を目的として、「内部通報制度」を設け、効果的な運用を図ります。

② 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会をはじめとする重要な会議での意思決定に関する記録や、取締役の職務の執行に係る重要な文書や情報（電磁的記録を含む。）は、法令、文書管理規程及び情報セキュリティ規程に従い、適切に保管・管理します。また、情報の管理については情報セキュリティポリシー、個人情報保護法に関する基本方針を定めて対応します。

③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- i 当社グループの事業活動の遂行に関するリスクについては、当社の経営企画部を中心に、当社グループの連携によるリスクマネジメント体制を基本とします。
- ii 当社グループ各社は、必要に応じて規程、ガイドライン、マニュアルの制定・配布等を行い、損失の危機を予防・回避します。

- iii リスクが顕在化し、重大な損害の発生が予測される場合は、当社代表取締役社長が指揮する対策本部を設置し、リスクへの対処・最小化に努めます。

④ 当社グループの取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- i 当社は、「取締役会規程」、「組織規程」、「職務権限規程」等の規程に基づき、取締役会の決議事項や報告事項に関する基準、組織の分掌業務、案件の重要度に応じた決裁権限等を定め、取締役の職務執行の効率性を確保します。
- ii 取締役会については、「取締役会規程」に基づき運営され、毎月1回以上これを開催することを原則とします。取締役会では、意思疎通を図るとともに、相互に業務執行を監督し、必要に応じて顧問弁護士及び監査法人等より専門的な助言を受けることとします。
- iii 当社は、子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、当社グループ経営の適切且つ効率的な運営に資するため、子会社管理の基本方針等を策定します。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- i 当社グループ各社の業務執行は、法令等の社会規範に則るとともに、一定の意思決定ルールに基づき行うものとします。
- ii 当社は、当社グループ各社の経営方針及び関係会社管理規程等の社内規程に基づき、当社グループ各社の業務執行を管理・指導します。
- iii 具体的には、当社経営企画部が総括し、個別事案については関連性の強い当社各部門が管理・指導・助言を行うほか、必要に応じ役職員を派遣し、業務の適正を確保するものとします。
- iv 内部監査室は、当社グループ各社の業務の適正について監査を実施します。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当面、監査役の職務を補助すべき使用人（以下「監査役補助者」という。）を置かない方針である旨を監査役会より報告を受けております。ただし、監査役から求められた場合は、監査役補助者を設置するものとしております。

⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性及び監査役による当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役補助者は、当該業務に関し取締役または所属部門長の指揮命令は受けないものとします。

⑧ 当社グループの取締役及び使用人等が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人等は法定の事項に加え、重要な会議における決議・報告事項をはじめ、取締役の職務の執行に係る重要な書類を監査役に回付するとともに、会社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項については、直ちに監査役に対し報告を行います。

⑨ 当社監査役への報告に関する体制

当社グループの取締役及び使用人等は当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行うものとします。

⑩ 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループの取締役及び使用人等が当社監査役に対し報告したことを理由として、不利な取扱いを行わないものとし、その旨を当社グループの取締役及び使用人等に周知するものとします。

⑪ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が当該職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務等が当該監査役の職務執行に明らかに必要でないものを除き、速やかに当該費用または債務の処理を行うものとします。

⑫ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- i 監査役の監査機能の向上のため、社外監査役の選任にあたっては、専門性のみならず、独立性を考慮します。
- ii 監査役は、会計監査人、内部監査部門及び当社グループの監査役等と、情報・意見交換等を行うための会合を定期的に開催し、緊密な連携を図ります。
- iii 監査役は、取締役の職務執行の監査及び監査体制の整備のため、代表取締役と定期的に会合を開催します。
- iv 監査役は、職務の遂行にあたり必要に応じて、弁護士または公認会計士等の外部専門家との連携を図ります。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、取締役会で決議された「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、当社及び子会社の内部統制システムを整備し運用しております。

当事業年度におきましては、役職員に対し、規程集（小冊子）を配布し、ルールの周知・徹底を図るとともに、人事総務部により全ての役職員を対象としたコンプライアンス研修会を実施するなどコンプライアンス遵守に向けて全社で取り組んでおります。また、コンプライアンス委員会の開催（年２回）や内部監査を通じ、コンプライアンスの遵守状況を都度確認し、問題となる事象がないことを確認しております。

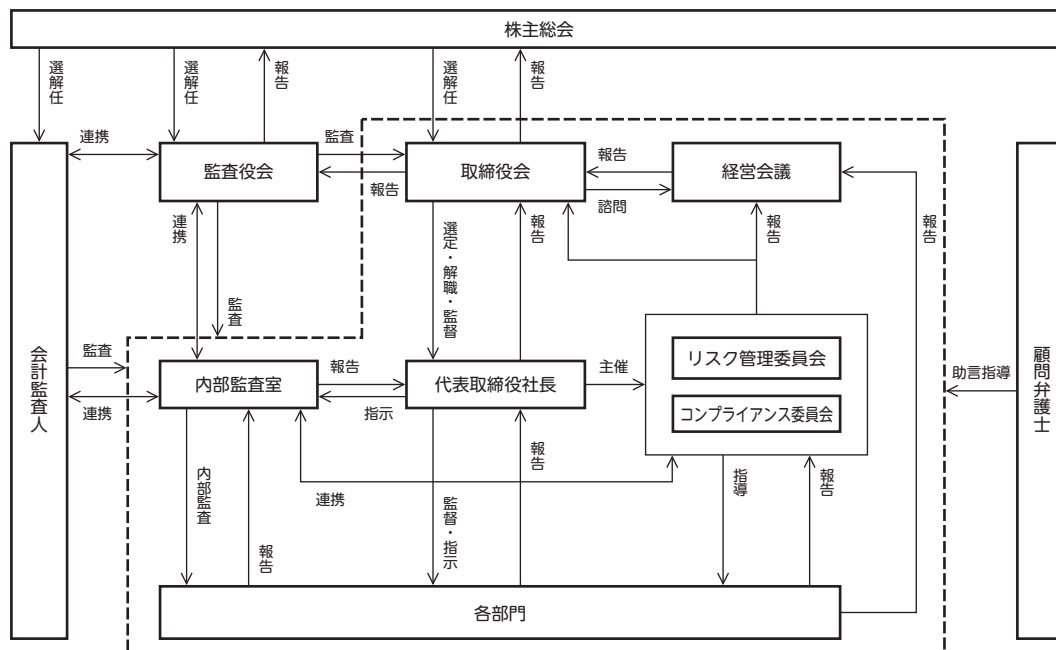
(7) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

<ご参考> コーポレート・ガバナンスの状況

当社は、企業活動を通じ継続的に企業価値の向上を図るとともに、豊かな食文化の発展に寄与することが株主の皆様、お取引先様、従業員など全てのステークホルダーの期待に応えるものと考えます。このため、当社では経営の健全性、透明性、効率性を確保する基盤として、コーポレート・ガバナンスの継続的強化を経営上の最重要課題とし、意思決定の迅速化・活性化、業務執行に対する監督機能の強化、取締役に対する経営監視機能の強化、及び内部統制システムを整備することで、会社の透明性・公正性を確保し、全てのステークホルダーへのタイムリーなディスクロージャーに努めてまいります。

経営管理体制及び内部統制の仕組み



コーポレート・ガバナンス方針や基本的な考え方・体制についての詳細情報はこちらをご覧ください。

(当社ウェブサイト) <http://www.lactojapan.com/ir/management/governance.html>

連結計算書類

連結貸借対照表 (平成28年11月30日現在)

科目	金額
資産の部	
流動資産	35,132,639
現金及び預金	6,724,447
受取手形及び売掛金	14,278,160
商品及び製品	12,909,750
原材料及び貯蔵品	191,306
繰延税金資産	27,520
その他	1,001,453
固定資産	2,428,890
有形固定資産	662,556
建物及び構築物	261,987
機械装置及び運搬具	287,113
リース資産	95,808
建設仮勘定	6,598
その他	11,048
無形固定資産	55,588
ソフトウェア	53,841
その他	1,747
投資その他の資産	1,710,745
投資有価証券	790,358
繰延税金資産	82,440
その他	839,377
貸倒引当金	△1,432
資産合計	37,561,530

科目	金額
負債の部	
流動負債	12,499,545
買掛金	6,890,365
短期借入金	209,421
1年内償還予定の社債	620,000
1年内返済予定の長期借入金	3,474,068
未払法人税等	297,693
繰延税金負債	130,474
その他	877,523
固定負債	13,642,920
社債	1,590,000
長期借入金	11,209,000
繰延税金負債	61,093
役員退職慰労引当金	268,745
退職給付に係る負債	297,072
資産除去債務	35,631
その他	181,377
負債合計	26,142,465
純資産の部	
株主資本	10,445,913
資本金	1,094,969
資本剰余金	1,143,439
利益剰余金	8,207,504
その他の包括利益累計額	973,151
その他有価証券評価差額金	301,195
繰延ヘッジ損益	449,957
為替換算調整勘定	221,997
純資産合計	11,419,064
負債純資産合計	37,561,530

招集
ご
通知

株主
総会
参考
書類

事業
報告

連結
計算
書類

計算
書類

監査
報告

連結損益計算書

(平成27年12月1日から平成28年11月30日まで)

(単位：千円)

科目	金額
売上高	88,679,047
売上原価	82,333,274
売上総利益	6,345,773
販売費及び一般管理費	2,996,279
営業利益	3,349,494
営業外収益	52,745
受取利息	2,861
受取配当金	8,737
雑収入	41,146
営業外費用	1,967,964
支払利息	272,583
支払手数料	129,729
為替差損	1,537,380
雑損失	28,272
経常利益	1,434,275
特別利益	1,220
投資有価証券売却益	1,220
特別損失	717
固定資産除売却損	17
ゴルフ会員権評価損	700
税金等調整前当期純利益	1,434,777
法人税、住民税及び事業税	498,680
法人税等調整額	△10,347
当期純利益	946,443
親会社株主に帰属する当期純利益	946,443

連結株主資本等変動計算書

(平成27年12月1日から平成28年11月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	1,094,969	1,143,439	7,407,745	9,646,154
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当			△146,685	△146,685
親会社株主に帰属する 当期純利益			946,443	946,443
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額 (純額)				
連結会計年度中の変動額 合計	－	－	799,758	799,758
当期末残高	1,094,969	1,143,439	8,207,504	10,445,913

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	その他の包括 利益累計額合計	
当期首残高	359,566	△41,200	426,062	744,429	10,390,583
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△146,685
親会社株主に帰属する 当期純利益					946,443
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純 額)	△58,370	491,157	△204,064	228,722	228,722
連結会計年度中の変動額 合計	△58,370	491,157	△204,064	228,722	1,028,481
当期末残高	301,195	449,957	221,997	973,151	11,419,064

計算書類

貸借対照表 (平成28年11月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	31,757,159
現金及び預金	5,424,577
受取手形	25,249
売掛金	12,926,917
商品	12,459,733
前渡金	10,282
前払費用	71,642
その他	838,756
固定資産	3,227,198
有形固定資産	12,852
建物及び付属設備	6,619
機械及び装置	533
器具及び備品	4,120
リース資産	1,577
無形固定資産	55,208
ソフトウェア	53,460
商標権	1,176
その他	570
投資その他の資産	3,159,138
投資有価証券	509,860
関係会社株式	1,783,884
出資金	0
長期前払費用	2,405
繰延税金資産	81,708
その他	782,711
貸倒引当金	△1,432
資産合計	34,984,358

科目	金額
負債の部	
流動負債	10,901,330
買掛金	5,701,500
1年内償還予定の社債	620,000
1年内返済予定の長期借入金	3,429,100
未払金	64,262
未払費用	200,064
未払法人税等	284,785
預り金	13,033
繰延税金負債	130,474
その他	458,110
固定負債	13,468,738
社債	1,590,000
長期借入金	11,209,000
役員退職慰労引当金	268,745
退職給付引当金	297,072
その他	103,920
負債合計	24,370,069
純資産の部	
株主資本	9,950,009
資本金	1,094,969
資本剰余金	1,143,439
資本準備金	935,009
その他資本剰余金	208,429
利益剰余金	7,711,600
利益準備金	10,766
その他利益剰余金	7,700,834
別途積立金	50,000
繰越利益剰余金	7,650,834
評価・換算差額等	664,279
その他有価証券評価差額金	214,321
繰延ヘッジ損益	449,957
純資産合計	10,614,288
負債純資産合計	34,984,358

損益計算書

(平成27年12月1日から平成28年11月30日まで)

(単位：千円)

科目	金額
売上高	77,508,640
売上原価	71,960,788
売上総利益	5,547,852
販売費及び一般管理費	2,345,912
営業利益	3,201,940
営業外収益	51,696
受取利息	693
受取配当金	4,886
雑収入	46,116
営業外費用	1,956,486
支払利息	253,688
社債利息	6,155
支払手数料	129,729
為替差損	1,543,002
雑損失	23,910
経常利益	1,297,150
特別利益	1,220
投資有価証券売却益	1,220
特別損失	717
固定資産除売却損	17
ゴルフ会員権評価損	700
税引前当期純利益	1,297,652
法人税、住民税及び事業税	469,270
法人税等調整額	△20,102
当期純利益	848,484

株主資本等変動計算書

(平成27年12月1日から平成28年11月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 別 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計	
当期首残高	1,094,969	935,009	208,429	1,143,439	10,766	50,000	6,949,035	7,009,801	9,248,210
事業年度中の変動額									
剰余金の配当							△146,685	△146,685	△146,685
当期純利益							848,484	848,484	848,484
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	－	701,799	701,799	701,799
当期末残高	1,094,969	935,009	208,429	1,143,439	10,766	50,000	7,650,834	7,711,600	9,950,009

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当期首残高	243,600	△41,200	202,400	9,450,610
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△146,685
当期純利益				848,484
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△29,279	491,157	461,878	461,878
事業年度中の変動額合計	△29,279	491,157	461,878	1,163,678
当期末残高	214,321	449,957	664,279	10,614,288

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年1月19日

株式会社ラクト・ジャパン
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員	公認会計士	大田原 吉隆 ㊞
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士	清本 雅哉 ㊞
業務執行社員		

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ラクト・ジャパンの平成27年12月1日から平成28年11月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ラクト・ジャパン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年1月19日

株式会社ラフト・ジャパン
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員	公認会計士	大田原 吉隆 ㊞
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士	清本 雅哉 ㊞
業務執行社員		

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ラフト・ジャパンの平成27年12月1日から平成28年11月30日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年12月1日から平成28年11月30日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役会の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
- 会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
- 会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年 1 月23日

株式会社ラクト・ジャパン	監査役会	
常勤監査役	武 勇	㊟
社外監査役	山本 和夫	㊟
社外監査役	鈴木 康司	㊟

以 上

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

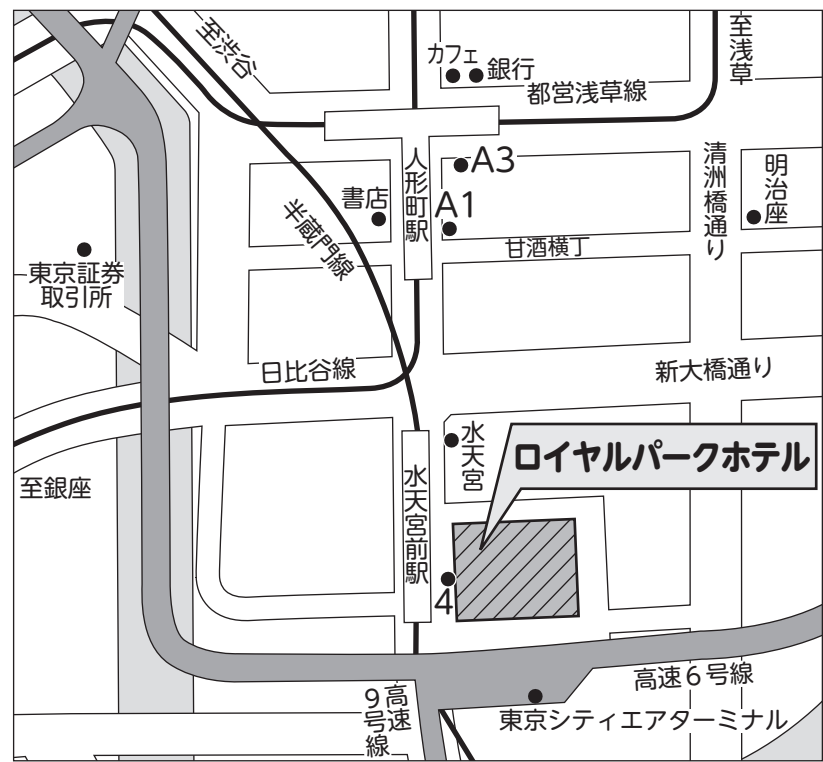
.....

.....

定時株主総会会場ご案内図

会場

東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目1番1号
ロイヤルパークホテル 2階「春海」 TEL (03) 3667-1111



交通

東京メトロ	東京メトロ半蔵門線「水天宮前駅」	4番出口とホテルが直結しております。
東京メトロ	東京メトロ日比谷線「人形町駅」	A1出口から徒歩約6分
都営地下鉄	都営浅草線「人形町駅」	A3出口から徒歩約8分

※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。